6　受験申請受付期間

平成23年５月30日（月曜日）から同年６月10日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで。

なお、受験申請書類を郵送によって提出する場合には、書留郵便によるものとし、平成23年６月10日までの消印があることを要する。

7　受験申請書類の提出先

那覇地方法務局が指定する場所を受験地とする者については、同地方法務局の総務課

それ以外の者については、受験地を管轄する法務局又は当該法務局の管区内にある地方法務局の総務課

8　受験手数料

7,200円の額に相当する収入印紙を受験申請書に貼って納付すること。

9　受験申請書等の用紙の交付

受験申請書その他受験の申請に必要な書類の用紙は、平成23年５月２日（月曜日）から各法務局及び地方法務局において交付する。

なお、郵便をもって受験申請書等の用紙を請求する場合には、返送用として、郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手（120円）を貼った角形２号の郵便封筒を同封すること。

10　筆記試験の結果の発表

平成23年10月26日（水曜日）の午後４時に、那覇地方法務局が指定する受験地で受験した者については、同地方法務局において、それ以外の者については、受験地を管轄する法務局及び当該法務局の管区内地方法務局において、それぞれ筆記試験合格者及び認定者の受験番号を掲示するほか、筆記試験合格者に対しては筆記試験合格通知書を、認定者に対しては認定通知書を発送して行う。また、同日の午後４時に、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）にも筆記試験合格者及び認定者の受験番号を掲載する。

なお、認定者については、その申請により、次回（平成24年度）以降の土地家屋調査士試験における測量の試験が免除される。

11　最終合格者の発表

平成23年11月29日（火曜日）の午後４時に、那覇地方法務局が指定する受験地で筆記試験を受験した者については、同地方法務局において、それ以外の者については、筆記試験の受験地を管轄する法務局及び当該法務局の管区内地方法務局において、それぞれ最終合格者の受験番号及び氏名を掲示して行うほか、同日の午後４時に、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）にも最終合格者の受験番号を掲載する。また、同年12月16日（金曜日）の官報において、最終合格者の受験番号及び氏名を公告する。

なお、最終合格者本人には、土地家屋調査士試験合格証書を交付する。

おって、今回の筆記試験に合格した者については、その申請により、次回（平成24年度）の土地家屋調査士試験の筆記試験及び次々回（平成25年度）以降の土地家屋調査士試験における測量の筆記試験が免除される。

公　告

諸　事　項

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成23年３月25日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成23年５月２日　　財務大臣　野田　佳彦

製造たばこの品目			製造国	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
紙巻たばこ	ザ・ピース	ＦＳＫ　20本 Tinパック	日本	1,000円

金融商品取引業者の営業所の所在地の確知等に係る公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第４項の規定により、次のとおり公告する。

１．登録番号　関東財務局長（金商）第2068号
２．名称　サン・パートナーズ株式会社
３．営業所　東京都中央区日本橋箱崎町32－３－704
４．上記の業者については、営業所の所在地が確知できないため、当該業者は平成23年６月１日までに関東財務局理財部証券監督第２課あて申し出をされたい。
５．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

平成23年５月２日

関東財務局長　森川　卓也

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の３において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条において準用する同令第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年５月２日　　九州経済産業局長　滝本　　徹

名称	株式会社エージークラブ
本店の所在地	福岡県福岡市中央区今泉１－６－１
登録番号	九州（包）第13号
営業廃止年月日	平成23年４月１日

建築基準適合判定資格者に対する処分の公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の62第２項第１号の規定による処分をしたので、建築基準法第77条の62第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年５月２日

近畿地方整備局長　上総　周平

１　処分をした年月日　平成23年４月１日
２　処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号　吉澤　美樹　第6000066号
３　処分の内容　確認検査の業務の禁止２月
４　処分の原因となった事実　指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築物（５物件）の確認審査において、準防火地域であるにも関わらず、建築基準法第93条第１項の規定による消防長等の同意を得ずに確認済証交付の判断をした。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２３年（家）第５３９号

東京都千代田区神田東松下町45番地
申立人　のぞみ債権回収株式会社
本籍栃木県さくら市櫻野1371番地、最後の住所栃木県さくら市櫻野1371番地１、死亡の場所宇都宮市、死亡年月日平成22年７月７日、出生の場所栃木県塩谷郡氏家町、出生年月日昭和18年３月14日、職業無職
被相続人　亡　檜山　勝一
事務所宇都宮市小幡２丁目３番24号　柏﨑・山川合同事務所
相続財産管理人　柏﨑　愼悟

宇都宮家庭裁判所

平成２３年（家）第２９８号

群馬県前橋市大手町３丁目３番１号
申立人　群馬県信用保証協会
本籍東京都板橋区大山町57番地、最後の住所埼玉県熊谷市大原４丁目12番17号　バルパレーツインⅠ号1201号、死亡の場所埼玉県熊谷市、死亡年月日平成22年３月４日、出生の場所北海道函館市、出生年月日大正15年９月８日、職業不明
被相続人　亡　佐藤　宏治
事務所埼玉県熊谷市仲町35番地　埼玉ひまわり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　加藤　純二

さいたま家庭裁判所熊谷支部